

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第7条の3及び第7条の4第2項に
基づく一般廃棄物収集運搬業の許可
の取消し等について（答申）

平成27年3月

1	はじめに	p 1
2	課題	p 2
	搬入基準に対する主な違反	
	(1) 産業廃棄物の搬入	
	(2) 市外事業者の廃棄物の搬入	
	(3) 市が定める資源再生物の搬入	
	(4) 市が定める搬入規格外の廃棄物の搬入	
	(5) 市民の廃棄物の搬入	
3	提案	p 3
4	おわりに	p 4
	・平塚市廃棄物対策審議会委員名簿	p 5

1 はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づき、本市が一般廃棄物収集運搬業の許可を付与している業者（以下「許可業者」という。）は100社近くあり、許可業者には、法律の遵守は当然のことながら、本市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、これまで以上に適正かつ厳粛に運用することが求められている。

しかしながら、一部において、搬入基準以外のものを持ち込むといった状況が散見される中、今後、許可対象の拡大に伴い、市民が安心してサービスを享受するために、優良な許可業者を育成するという目的のもと、許可の停止等を含む条件整備について、当審議会の意見を求められたところである。

2 課題

平塚市一般廃棄物処理計画（以下「計画」という。）や搬入基準等に違反する許可業者に対しては、市の処理施設の職員が口頭により指導を行い、搬入不適物については持ち帰りをさせているほか、場合によっては請負元である排出事業者に対しても許可業者を通じ注意を促すことで再発防止に努めている。

こうした行政指導を実施しているものの、先の展開検査が不定期かつ任意であるため、今後、不適切な搬入により市の処理施設の運営に支障が生じないとも限らない。また、そうした状況が続くようであれば、計画や搬入基準が形骸化していく恐れもある。

許可業者が本市の処理施設に搬入できるものは原則自区内の事業系一般廃棄物に限られるが、次のような例が散見される。

- (1) 産業廃棄物の搬入
- (2) 市外事業者の廃棄物の搬入
- (3) 市が定める資源再生物の搬入
- (4) 市が定める搬入規格外の廃棄物の搬入
- (5) 市民の廃棄物の搬入

3 提案

現在、平塚市一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「市条例」という。）では、平塚市一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「市規則」という。）で定める1か月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者に対する勧告や受入拒否に関する定めはあるが、許可業者を対象とした条文にはなっていない。

度重なる不適切な搬入を行う許可業者に改善を求めるには、行政指導から処分 にいたる行程を明確にし、法令に基づき、市の基準により厳正に対処することを明示すべきである。

地方自治法第14条第2項においては、「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」とある。そのため、許可業者に課す処分等が不利益処分になることに鑑み、市は市条例を一部改正し、許可業者に対する行政指導から処分 にいたる一連のプロセスや基準を明文化し、周知することが必要である。

4 おわりに

本来、許可業者が許可を取得する場合には、市は業務を遂行する上での知識や施設等を確認しているはずである。

それが、いつの間にか搬入基準以外の廃棄物が収集運搬される例等が散見される。これは廃棄物に対する知識が定着していないこと、市条例においても行政処分を課すところまで明文化されていないこと等が複合的に重なっていることが背景にあると思われる。

今回の答申では、こうした不適切な事例に対し、一定の処分を辞さない構えを市としても整えておく必要があることから、市条例等を一部改正すべきであるとの結論を得た。法や計画を遵守しない許可業者に対し毅然と対応し、優良な許可業者の育成に資することを期待したい。

平塚市廃棄物対策審議会委員名簿

会 長	藤野 裕弘	東海大学教養学部人間環境学科教授
副会長	陶山 正明	平塚市自治会連絡協議会
委 員	金子 修一	平塚市議会議員
〃	白石 慎太郎	平塚商工会議所 議員
〃	鈴木 比呂輝	平塚商工会議所 常議員
〃	椎野 文子	平塚市地区美化推進委員長連絡協議会委員
〃	中谷 由美子	平塚市ごみ減量化推進員会地区代表委員
〃	伊藤 恵久	平塚市資源回収協同組合代表理事
〃	宮本 文吾	市民公募
〃	厚見 利子	市民公募
〃	人見 孝	湘南地域県政総合センター環境部環境調整課長